

令和3年8月定例教育委員会会議録

日 時	令和3年8月20日（金） 午後1時30分～午後2時50分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 佐藤 直樹 教育長職務代理者 牛田 洋史 委員 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 正岡 義海 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 宇佐美 高明 教育研究所長 丸野 研二 教育総務課長 守屋 紀子 生涯学習課長 水島 一葉 学校教育課長 久保田 貴 図書館長 山本 英範 学校教育課担当課長 上條 秀香 教育総務課課長代理 吉田 浩成 教職員課長 古木 学 教育総務課主事補 岩田 浩貴
傍聴者	1名
会議次第	<h3>8月定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 令和3年8月20日（金） 午後1時30分 場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <h4>次 第</h4> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 令和3年9月の開催行事等について</p> <p>(2) 中学校給食物資の調達方法について</p> <p>(3) 秦野市と秦野市農業協同組合との中学校給食における地場産品の活用に関する協定書について</p> <p>(4) 小中一貫教育研修会の結果について</p> <p>(5) 令和3年度公民館運営点検・評価について</p> <p>(6) 令和3年度「秦野たばこ資料展」について</p> <p>(7) 令和3年度 第3回ミュージアムさくら塾「富士山宝永噴火の被害と復興－秦野市域に残された史料を中心に－」について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第29号 令和3年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(2) 議案第30号 令和2年度秦野市一般会計（教育費）決算について</p> <p>(3) 議案第31号 秦野市学校運営協議会の設置及び委員の委嘱又は任命に</p>

	<p style="text-align: center;">ついて</p> <p>(4) 議案第32号 秦野市図書館協議会委員の委嘱又は任命について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定の締結について</p> <p>(2) 秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 要望書について</p> <p>7 閉会</p>
会議資料	別紙のとおり

佐藤教育長

ただいまから8月定例教育委員会会議を開催いたします。お手元にございます会議次第に沿って進めさせていただきたいと思ひます。

まず、会議録の承認につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思ひます。

よろしいですか。

—異議なし—

佐藤教育長

それでは、無いようですので、会議録は承認いたします。

それでは、次第の3について、お願いいたします。

教育部長

それでは報告の(1)令和3年9月の開催行事等について、御報告いたします。資料につきましては、No.1を御覧ください。

まず、9月1日ですけれども、定例記者会見がございます。

次に、9月7日から10月5日の日程で、市議会の第3回定例会が開催されます。今回は、令和2年度の決算についての審議がございます。

それから、9月8日から11月12日ですけれども、中学校の体育祭を開催いたします。小学校も含めまして各校の開催日程は裏面に記載をしております。規模や時間等についても工夫をしながら、感染対策を十分に施して開催いたします。

次に、9月11日から9月26日ですけれども、秦野たばこ資料展を開催いたします。詳細は、後ほど担当課から御説明いたします。

次に、9月14日、28日ですけれども、ブックスタート事業でございます。

9月17日、定例教育委員会会議がございますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

9月18日は、ミュージアムさくら塾を開催いたします。この

件につきましても、後ほど、資料をもとに担当課から御説明いたします。

9月19日、中学校英語スピーチコンテストを開催いたします。場所は、クアーズテック秦野カルチャーホールでございます。

裏面にまいりまして、9月25日ですけれども、はだの生涯学習講座の3回目、「秦野葉たばこの歴史～秦野市発展の礎とは～」と題しまして、たばこと塩の博物館学芸員の鎮目良文氏をお招きいたしまして御講演いただきます。場所は、本町公民館です。

次に、9月25日から11月13日までの6回にわたりまして、秦野市・東海大学提携事業秦野市民大学を開催いたします。テーマは「戦後文学を読む」「万葉集の世界20」でございます。場所は、図書館の視聴覚室になります。

最後に、9月30日から11月6日ですけれども、小学校の運動会の開催を予定しております。

なお、表の枠外、米印ですけれども、小学校の修学旅行につきましては、9月4日から8日の期間で日光方面を予定しておりましたが、感染症の影響がありますので延期とすることといたしました。

私からは以上でございます。

学校教育課担当課長

続きまして、私からは(2)中学校給食物資の調達方法及び(3)秦野市と秦野市農業協同組合との中学校給食における地場産品の活用に関する協定書について、御説明させていただきます。

資料No.2を御覧ください。中学校給食の物資の調達方法についてでございますが、前提となる3つの考え方を示しております。

1つ目として、中学校完全給食物資の安定的な確保、2つ目としましては、食育を踏まえた地産地消の推進、3つ目としまして、地域経済の活性化による産業振興を柱としております。

こうした考え方を踏まえ、2番ですが、物資の調達の基本的な考え方として、3つの方法で物資を調達してまいります。

まず1つ目ですが、子どもたちが主に毎日食するもの、麺やパン、牛乳、こういった共通物資は、安定的な量の確保、それから大量調達による価格の抑制が可能な神奈川県学校給食会に発注することといたします。また、こうした中からも、牛乳など市内事業者で対応可能な物資につきましては、価格の検討も含め調達を検討してまいりたいと考えております。

2つ目としましては、青果です。野菜や果物になりますけれども、新鮮な地場産物を最大限活用するために、農業者の供給拠点である秦野市農業協同組合と協定を締結して、年間を通じて一括

発注するという方法で購入していきたいと思います。協定書につきましては、次の資料No.3にお示ししてありますので、後ほど御説明いたしますが、これは農協の強みである農家と顔の見える関係により、作付から生産調整、収穫まで、中学校で必要な量の調達や調整をしていただけるという強みがございますので、農協にお願いしていくものであります。また、安全・安心という観点からも、生産履歴等の添付をお願いして、どの生産者の製品であるかということもきちんと確認できるようにします。

そして、3つ目ですが、その他の物資ということで、この四角の枠の中にありますお肉やお魚、そういったその他の食品につきましては、市内の事業者の受注機会を確保して、物資の調達における競争性を確保するために、入札により実施、購入してまいります。

納品事業者の登録要件としましては、給食に御理解があり、また、事業者として4,500食の納入が可能である者とさせていただきます。

2ページ目を御覧ください。今後の予定ですが、本年9月をめぐりに、秦野市と秦野市農業協同組合、また、秦野商工会議所が連携しまして、給食事業に取り組むための協力体制を設置していきたいと考えております。

また、10月から入札を実施しまして、12月1日からの中学校給食の提供に備えてまいります。そして、学校の不安を解消するため、11月に入りましたら、配送や喫食を伴う学校配膳シミュレーションを実施してまいります。

3ページ目でございますのは、先ほど申し上げました調達方法をフローチャートに示したものでございます。

資料No.2の説明は以上となります。

続きまして、資料No.3を御覧ください。秦野市と秦野市農業協同組合との中学校給食における地場産品の活用に関する協定書でございます。こちらは本日17日に秦野市農業協同組合と協定を締結した写しとなります。

主な目的は、中学校給食において、安全で安心な地場産品を活用することにより、未来を担う子どもたちの心身ともに健全な育成を図るとともに、地産地消の推進、地域農業の振興を図るといったことを目的として協定書を締結したものでございます。

連携及び協力する事項は次の4つを中心としてございます。1つ目としては、地場産物の安定的な供給と活用に関する事、そして、2つ目としましては、食育と地産地消の推進に関する事、

教育指導課長兼
教育研究所長

3つ目としましては、生産者の確保・育成と生産振興に関すること、4つ目としましては、中学校給食及び地域農業の振興に役立つ取組に関することとでございます。

この協定の有効期間は、協定の締結日から令和6年7月31日までの3年間といたしまして、双方に終了の意思がなければ3年間延長するものとして、以降も同様としていきます。

説明は以上となります。

私からは、(4)小中一貫教育研修会について御報告いたします。資料No.4を御覧ください。

令和2年度より、教育研究所としまして研究会を立ち上げて研究に取り組んでおります園小中一貫教育を推進するに当たりまして、昨年度、コロナ禍において開催を見送っておりました研修会を、本年度は一部オンラインを利用した感染拡大防止対策を講じる中で、小中学校管理職、研究部会部員、さらには教育委員会事務局職員を対象に開催いたしました。

内容といたしましては、「小中一貫教育の有効性」と題しまして、東京大学大学院教育学研究科の藤江先生をお招きいたしまして、小中一貫校や義務教育学校の基本的な考え方をはじめ、教育課程を編成するに当たっての留意点、行事や生徒指導面、さらには幼保との連携について、テーマにもございますように、その有効性を中心に、先進事例を交えながら御講演をいただきました。

小中一貫教育を推進するに当たりましては、教育指導のみにとどまらず、施設面や人事面、免許要件等、さまざまな視点から課題を整理していく必要があるため、教育総務課から5名、教職員課からも2名出席をいただき、見識を深めることができました研究会となりました。

参加者の感想といたしましては、裏面にもございますとおり、9年間を通して子どもの学びと育ちを見守り支えていく体制づくりの重要性について理解を深めることができました。また、カリキュラムは完成させず、子どもにつけたい力を考えながら編成していくことが大切だということを感じた。また、教育総務課から出席いただいた方からは、今回の研修会を通じて、どんな施設が必要か、本市の実情と照らし合わせ引き続き検討したいと思ったなど、さまざまな御意見や御感想が寄せられ、実りの多い研修会になりました。

今後は、現在研究を進めております小中一貫教育マネジメント部会並びにカリキュラム部会においても、義務教育学校制度等を視野に入れました系統的な学習指導のあり方について、今回の研

生涯学習課長

修会の内容も十分に踏まえながら検討を図ってまいります。

私からは以上です。

私からは、(5) 令和3年度公民館運営事業に係る点検・評価の結果についてを御報告いたします。資料No.5を御覧ください。

今回の点検・評価は、生涯学習課が独自に実施している点検・評価でございます。令和2年度における公民館の運営事業を対象といたしまして、お手元の参考資料2に、各公民館の点検・評価シートがございますが、これに基づきまして自己評価をし、その後、内部評価、外部評価と3段階に分けて評価を実施したものでございます。

5月中旬から6月上旬にかけて各公民館の館長が行った自己評価については、資料No.5の3の(1)にあるとおり、公民館の運営、まちづくり、学習の拠点、施設の管理という3つの視点に立ちまして5段階の点数をつけて総合評価をしております。その結果、評価4の「よくできた」が8館、評価3の「できた」が3館という結果になっております。

これに基づき、6月中旬から7月上旬にかけて実施した内部評価、これは各公民館の運営協議会の委員による評価ですが、自己評価同様に3項目について評価をしていただきました。その結果、評価4「よくできた」が8館、評価3の「できた」が3館という評価になっております。

そして、最後に外部評価として社会教育委員から選ばれました2名の委員、今回は竹内房枝委員と渡邊哲幹委員が評価委員という形で、7月29日に、事前に各公民館の現場を確認していただきまして、生涯学習課と意見を交わした中で最終的な評価を行っていただきました。この結果、全公民館においては評価4「よくできた」という評価となりました。

参考資料1に各館の自己評価、内部評価、外部評価を一覧にしております。この結果については、報告後に社会教育委員に報告したうえで、9月に市のホームページで公表してまいります。また、この結果は公民館の運営協議会にもフィードバックいたしまして、各館長を通じて公民館職員にも伝え、共有し、今後の公民館運営、事業展開に反映させていただきたいと思っております。

今後も公民館の管理運営のさらなる向上を図るため、評価項目について今回の評価を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(6) 令和3年度「秦野たばこ資料展」について御説明いたします。資料No.6を御覧ください。

秦野たばこ資料展は、たばこ祭の開催に合わせて毎年開催して

おります。本年度のたばこ祭は、昨年度に引き続きまして通常開催が中止となりましたが、メモリアル事業ということで、はだの歴史博物館所蔵資料等を活用しまして秦野の発展を支えたたばこ産業について紹介するものです。会期は9月11日土曜日から9月26日日曜日、午前9時から午後5時、場所は本町公民館1階の展示スペースで開催いたします。

次に、(7)の令和3年度第3回ミュージアムさくら塾「富士山宝永噴火の被害と復興—秦野市域に残された史料を中心に—」について御報告いたします。資料No.7を御覧ください。

宝永4年11月に発生した富士山の噴火では、県内でも大きな被害を受けました。今回は、元神奈川県立歴史博物館の専門学芸員でありました古宮雅明氏を講師にお迎えしまして、秦野市域の琥珀など歴史的資料に基づき、噴火の被害と復興について解説していただきます。日時は、9月18日土曜日、午前10時から、はだの歴史博物館で開催いたします。

私からは以上です。

佐藤教育長

それでは、教育長報告及び提案が今ございました。御意見、御質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

片山委員

資料No.2ですけれども、共通物資について、まずは県学校給食会から購入するという事なのですが、アレルギー対応のことを考えると地元のほうが便利かなという気がするのですが、現時点で対応できる事業者は市内にいますでしょうか。

学校教育課担当課長

今市内の事業者当たっているのですが、麺等についてはやはり供給量が一手に4,500食ということで、なかなか1者では難しいと。そして、パンのほうも事業者がなかなかおきませんので県学校給食会から購入します。牛乳については、地元の事業者から購入できる可能性がありますので、交渉・調整してまいります。

アレルギー対応につきましても、各学校で面談等を行っており、地元事業者で対応可能であれば、アレルギーのある子でも食べられる食材の購入方法などを検討していきたいと思っております。

佐藤教育長

よろしいですか。

飯田委員

ほかいかがでしょうか。

資料No.4についてお聞きしたいのですが、小中一貫教育、秦野市が平成23年から幼小中間で、今は園小中一貫教育ということですが、こうして研究会も立ち上げて、こういった研修会などもして取り組んでいるわけですが、他市、近隣の市町村でもこういった小中一貫教育というものに対しての取組などの情報がもしお

教育指導課長兼 教育研究所長	<p>わかりでしたら、教えていただきたいです。</p> <p>他市町も、それぞれの状況に応じて随時検討していると聞いています。直接詳細まで聞き及んではない部分ではあるのですが、近隣の町からは、小中一貫教育に関して、秦野市の取組について情報提供いただきたいというお話もいただいているところがございます。現在の進捗状況は、お伝えできればということがございます。</p>
佐藤教育長	<p>中地区管内では、二宮町がこここのところ小中一貫教育ということでかなり積極的に、6月の日本教育新聞でも取り上げられておりました。ただやはり今、研究所長が言われたように、秦野は平成23年から取り組んでいますので、かなり進捗としては進んでいるのかなと思っております。</p>
飯田委員	<p>そういった情報交換もされているということで、近隣の市町村に比べたら、秦野はこの取組については結構進んでいると考えてよろしいでしょうか。</p>
教育指導課長兼 教育研究所長	<p>先ほど研修会の結果の報告の中でもございましたとおり、義務教育学校又は教科担任制というところも小学校のほうでは研究をして進めているところではありますので、そういった部分では進んでいるのではないかと考えております。</p>
佐藤教育長	<p>よろしいですか。</p>
牛田委員	<p>ほかいかがでしょうか。</p> <p>資料が戻ってしまうのですが、資料No.2の中学校給食物資の調達方法ですが、先ほど担当課長から、この資料の2の(1)の※印のところにも触れられているのですけれども、共通物資のうち、牛乳などの市内事業者で対応可能な物資については、できるだけ市内の事業者からの調達を検討していると。</p>
学校教育課担当課長	<p>先ほどの話の中で、今交渉中だというようなお話があったのですが、秦野市内に生乳加工工場というのはないと思うのですが、ですので、どういった事業者で調達を考えられているのかどうか。畜産農家はいらっしゃるので、牛乳を納めている工場が近隣には、例えば、タカナシ牛乳とかがあると思うのですが、どういった形で市内の事業者から調達する方法を考えていただけるかどうか、現時点でわかっている範囲の中でお知らせいただきたいと思っております。</p> <p>牛乳の調達について、秦野市内の畜産家の方から調達するというのは、難しいのですけれども、実際に秦野市の牛乳はタカナシ牛乳に卸されていますので、そういう製品が入ればいいのですけれども、今中学校に提供されているメグミルクとは違うメーカー</p>

にはなるのですが、卸をやっている事業者がありまして、そこから4,500食配送してくださる、また、各学校へ個別に配送できて、クラス分けも、仕分けもできるというお話、それから価格的にも給食会から調達しているぐらいの価格で調達できるのではないかとこのところがありますので、そういった意味で、市内の事業者を通じて購入できればと考えております。

以上です。

牛田委員 わかりました。ありがとうございます。

そうすると、将来的には小学校給食もそういう流れになる可能性もあるのでしょうか。

学校教育課担当課長 そういったところのルートが確保できれば、小学校についてもそのような形で実施していけるかと思っております。また、金額的なものも折り合いがつけば、なおよろしいかと思っております。

佐藤教育長 よろしいですか。

牛田委員 そうですね、この資料No.2の最初のところに書いてある前提の考え方ですが、地産地消と本市の産業振興ということを考えていけば、できれば小学校と同じような形で今後考えていくべきかと思っております。

以上です。

佐藤教育長 ありがとうございます。

高橋委員 ほかいかがでしょうか。

資料No.1に戻ってしまうのですが、やはり一番気になっているのが、中学校体育祭の日程なのですね。緊急事態宣言が12日まで延長された中で実施予定の中学校が多数あります。ただ、このときも、ひよっとしたら秦野市も厳しい状況とも思います。

この緊急事態宣言が発令されている中での実施ということはどうのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

教育指導課長兼教育研究所長 本来であれば、8月いっぱいでの緊急事態宣言というところで、12日まで延長という方向に今固まりつつあるような状況ですので、その中で、実施に関してはなかなか難しい部分はあるのかなというところで、また学校のほうとも、校長会長等も通しまして、今後のスケジュール調整ですとか実施の持ち方については再検討する必要があると考えております。

佐藤教育長 先週の日曜日に、県のほうの本部会がございまして、その日の夜に県教育委員会から通知が来ております。今週に入って、中学校、小学校のそれぞれの校長会長と協議をしまして、今通知文を作成しているところで、ing形で動いていますので、今、高橋

委員から御指摘いただいた点を踏まえて関係課で調整されるかと思っています。

牛田委員

よろしいですか。

私も、今、高橋委員が御指摘されたことについて若干不安を持っています。今もここに足を運ぶところで片山委員とも立ち話をしながらこちらに入ってきたのですが、学校のほうも大分感染が広がっているということで、9月12日までとりあえず緊急事態宣言で、その後も延長が考えられるということですので、現場の状況をしっかりと情報を集めながら、リスクなしではないかもしれませんが、できるだけリスクのない形で、もし運動会を実施するのであれば考えていただきたいと思ひますし、できるだけ無理のないようにというところも、また指摘をさせていただきたいと思ひます。なかなか判断が難しいかと思ひますが、よろしく願ひします。

教育指導課長兼
教育研究所長

今御指摘いただきましたとおり、運動会も含めてになりますが、通常の学校生活、中学校であれば部活動も含めた今後の実施の方向に関しましては、やはり今お話しいただいたとおり、リスクを最低限に下げた中で、場合によっては、やはり見送るようなことも考えなければいけないようなものもあるかと思ひますので、今後またさらに検討してまいります。

以上です。

佐藤教育長

今、私の手元に他市町の聞き取りの状況が届いていまして、市民の方々、それから保護者の方々の関心も高い、当然危機感も高いと思ひるので、今、両教育委員、多分片山委員、飯田委員も同じようなお気持ちかと思ひますが、それは所管課でもしっかりと受け止めさせていただいて、子どもたちの安全・安心ということは最優先に考えたいと。

ただ、一方で、これは、12歳から15歳の子どもたちのワクチン接種というのは、6月ごろに市長とお話をさせていただいたことがあるのですが、やはり市P連の会長等とお話しさせていただくと、保護者は打たせたいと思ひのだけれども、子どもたち自身はやはり非常に戸惑いがあると。その中で優先接種してしまうと、同調圧力という部分もありますので、子どもたちが自分で、保護者とよく相談をして適切な時期に受けるというほうがいいのかなと思ひています。それと、感染経路、市教育委員会は学校を通じて保護者から連絡を受けますので、その際に、ほぼ家庭内感染が主です。ですから、子どもたちが遊びに行つてかかつて戻つてくるということではなくて、やはり保護者世代の方がワクチン

接種を受けていただいたほうがいだろうという判断もございません。

いずれにしましても、学びの保障と子どもたちの安全・安心、しっかり両立を図って、まず、県からは短縮ということも来ております。時間の短縮をして子どもたちの負荷を減らすという部分も含めて検討してまいりたいと思っております。

よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

高橋委員

資料No.5の公民館の点検・評価について、18ページの鶴巻公民館についてですが、施設の利用についてのところで、「2」がついているところが、「住民が気軽に立ち寄れる環境や関係づくりができているか」というのが「2」なのですね。それと、その下の「図書室は機能しているか」というのが「3」になっています。

ほかの公民館では、おおむね「4」とか「5」とか、図書館というのは大体機能していると評価されているのですが、鶴巻公民館の場合、複数の評価が低いですね。これは建物の構造上に何か問題があるのか、あと、そういうものでなければどういった問題なのかというのが、わかっていたら教えていただきたいと思っております。

生涯学習課長

鶴巻公民館の自己評価ということですが、窓口等でのやりとりで、公民館の職員が感じたところだと思われまして。図書室については、本の配置の工夫とか利便性の向上に努めていると書いてあるので、公民館職員が利用者の声などを聞きながら、シートのとおり自己評価をしていると思っております。また改めて確認をしたいと思っております。

佐藤教育長

よろしいですか。

ただ、これは、自己評価が低いというのは課題意識が高いという見方もできますので、そこは肯定的に拾っていただいて、また報告をいただければと思います。

よろしいですかね。

ほかいかがでしょうか。

片山委員

今、私も一番上も「2」になっているのですね。それが気になっています。教育長がおっしゃるように、御自分をかなり厳しく見られている結果の評価かなと思うので、調べていただければと思います。

それとは別なのですけれども、資料No.4で、「子どもの育ちを「リセット」しない」という内容が書かれていて、感想にも同じ

教育指導課長兼
教育研究所長

ような言葉が書かれているということは、この言葉は多分前から先生にもこういうメッセージなのかという気がするのですが、この意味を具体的に教えていただければと思います。

園小中、小中一貫教育の中、藤江先生もそのようにおっしゃっている中で、やはり学びの連続性、育ちの連続性ということを考えますと、今までの研究の中でもさまざま講演等勉強会をさせていただく中でも、多少ニュアンスは違っても、リセットせず、連続性、継続性を持ったまま次の方針に進んでいくというところが、これはどこでも言われている内容かと思っています。我々も、また学校の現場の先生方も、その辺に関しては、今までの研究を通して少しずつ根づいてきている部分ではあるかなと思っています。そういったものを根底に、土壌にしながら、子どもにとってふさわしい学びの場、育ちの場というものを提供していく、構築していく姿だと思っています。

片山委員

ということは、秦野市では連続性について考えているから、あまり気にしなくてもいいよという、それが先生に言えないのでというような理解でよろしいですかね。

佐藤教育長

恐らく、育ちの連続性の部分はリセットしないというのはかなり定着しているのですが、その言葉の中で入ってきているのですが、学びの連続性の部分がこれからの課題だという認識かと思いますね。

片山委員

中1ギャップを無くしましょうということですね。

もう一つですけれども、資料No.5で、数値の問題がありましたけれども、全てがいろいろな数値があって、それが普通なのかなという気が私にはするのですが、実は、細かく見ていくと、まちづくり・学習の拠点というところの学習成果の活用、社会参加が図られているかというのは、11公民館全て「3」なのです。全然ばらつきがないですけれども、かえって、ばらつきがないと、「あれ、おかしいな？」という気がしているのです。何か皆さんが不満を持っていらっしゃる部分なのかなと少し思ったので、そこがわかっていたら教えていただきたいです。

生涯学習課長

公民館のほうで、自己評価という形の中で示しております。ただ、先ほど鶴巻公民館のお話もあつたのですけれども、自分たちの評価ではこう書かれていても、社会教育委員の評価のときには、その資料を回したのですが、そこまで評価を下げる必要はないという、現場を見た中ではこういう対応はできているよというようなお言葉も正直いただいております。ですので、全てが「3」というのは、偶然かと思っています。

佐藤教育長

今後、いろいろ検証していきまして、公民館長会議などでも、この資料の結果、この教育委員会会議の後に、また来週も館長会議がございまして、共有していきますので、今後その辺の評価の仕方を挟みながら検証していきたいと思います。

生涯学習課長
佐藤教育長

これは現在、令和2年度までの計画に基づいた評価ということですね。

2年度の事業になります。

そうですね。そうすると、令和3年度から新しい計画になったということは、今度はまた新しい評価の仕方もあるということですね。

生涯学習課長
佐藤教育長

そうですね。

では、そのあたりも含めて生かしていただければと思います。ありがとうございました。

片山委員

15ページの東公民館ですけれども、これは2年度の実績が、1,400は間違いの数字ですか。それよりも、なぜ3年度の目標が今までこの3年間の数を超えるような数を目標値として設定したのか、わかっていたら教えていただきたいです。

生涯学習課長

東公民館の利用者数ですが、1,405を14,050に訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

片山委員

28,000が1,400なのでちょっと少ないかなと思ったのですけれども。ほかのところは、例えば17ページのところは37,000で20,000は、コロナだから少なくなったのだろうなという理解はできる。

生涯学習課長

3年度の目標値についてですが、過去の目標値を確認しますと、以前から目標値を37,000としているようで、新型コロナウイルスの影響で利用状況ははっきりとしていないところもありますが、公民館としてはこの目標値を目指して、事業に取り組んでいきたいということだと思います。

片山委員

では、3年度の目標が高いというのは、今まで以上にやっていくという。

生涯学習課長

新型コロナウイルスが終息し、通常どおりいろいろな事業ができたときに、ここを目標としていきたいということです。

佐藤教育長
牛田委員

ほかいかがですか。

資料No.7のさくら塾のことですが、こういった形で市民に御案内して、研修会ということで講座を開くということですが、先日の教育行政の点検・評価のところでも指摘させていただいたのですが、ぜひこういった講座が、今回、定員を超えた場合は館内映像コーナーでライブ配信を考えるということですね。それは15

名までだということで、こちらも200円の参加費が必要だろうと思うのですが、もし実際に講座に入れないのであれば、自宅で受講できるような形をぜひとっていただきたいと思います。9月18日、まだまだ暑いと思いますし、コロナの感染状況も心配される場所でもありますので、会場に入れないならば自宅で受講できるような形をぜひ、今回は無理かと思うのですが、今後何かこういった企画をされるに当たっては検討していただけたらと思います。

また、合わせて、その点検・評価のときにもお話をさせてもらったのですが、ぜひこういった講座は、当日、受講したくてもできない方っていらっしゃると思うのですね。あるいは、交通の便が悪いとどうしても足が遠のいてしまうような方もいらっしゃると思いますので、こういった提案が果たして本当に実現できるかどうかわかりませんが、例えば、この講座に限らず、図書館の講座も含め、あるいは場合によっては市長部局の何か講座もあれば、秦野市の市民向けの講座に対しての年間パスポート、登録をして、年間で例えば1,000円とか2,000円払えば一定期間秦野市で企画した講座については自宅でライブ配信で受講できるというようなシステムを構築できるのではないかと思うのですね。

講座があった翌日から2週間という例えば限定で、2週間が近ければ1か月かな。その辺のところはまた検討の余地があると思いますが、2週間ぐらいは自由に受講できるよというシステムですね。また、そういう形をとるためには、講師の方の承諾を得る必要もあるだろうし、場合によっては講師料、報酬が若干高くなるかもしれませんが、そのあたりも含めて、ぜひ次年度に向けて検討していただきたいと思います。特に私は、少し遠いので、自宅でこういうシステムができると、好きな時間に、好きなときに好きな場所で受講できるというのはとてもメリットも高いと思います。よろしくお願いします。

佐藤教育長

ほかよろしいですか。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、次に議案に入りたいと思います。

議案第29号「令和3年度教育委員会教育行政点検・評価について」の説明をお願いします。

教育総務課長

議案第29号「令和3年度教育委員会教育行政点検・評価」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育行政事務の管理及び執行の状況について、教育委員会自らが点検及び評価を行いまして、報告書と

して取りまとめを行いました。今後、秦野市議会に提出するとともに、ホームページ等で公表するため、本日議案として提出するものでございます。

最終的な教育委員会の評価につきましては、資料18、19ページを御覧ください。

18ページの中ほど、(ウ)のところになりますけれども、主要施策22施策のうち、確実な成果を出しているA評価が2施策、一定の成果を出しているB評価が15施策、やや成果が低いC評価が4施策、成果が低いD評価が1施策となっております。

具体的に何がAだったか、Bだったかというところにつきましては、19ページの一覧を御覧ください。

次に、64ページ以降、こちらが学識経験者の総合評価となっております。学校教育分野につきましては、東海大学教職資格センターの大島教授に、生涯学習分野につきましては、同じく東海大学名誉教授の逢坂先生に評価をいただきました。いずれの分野におきましても、とても丁寧な分析と評価をいただいておりますので、御指摘いただきました内容を真摯に受けとめ、今後の施策の推進に生かしてまいりたいと思います。

説明は以上となります。

佐藤教育長

今、教育総務課長から話がありましたけれども、打合せの中でも、この評価をきちっと受け止めて施策に反映してほしいということは私からもお願いさせていただいております。

御意見、御質問等ございますでしょうか。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、議案第29号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

ありがとうございます。よって、議案第29号は可決されました。

続いて、議案第30号「令和2年度秦野市一般会計（教育費）決算について」の説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第30号「令和2年度秦野市一般会計（教育費）決算について」御説明いたします。

本件は、令和3年市議会第3回定例会に、一般会計（教育費）決算を議案として提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議案として提出するものでございます。

資料1ページをおめくりください。歳入の総括表となっております。

ます。さらに1ページめくっていただきますと、裏面に合計が掲載しております。予算現額16億2,773万9,000円に対しまして、調定額が13億1,127万5,884円、収入済額が13億1,119万5,884円、収入未済額8万円となっております。予算現額に対する収入率は80.6%でございます。

ちなみに前年度、令和元年度の決算額に対しまして、令和2年度の歳入は約11億5,000万円の増額となっております。その要因といたしましては、1ページお戻りいただきまして一覧表のところを御覧いただきたいのですが、15国庫支出金の2の7の教育費国庫補助金が、こちらはトイレの改善化工事や受水槽の更新工事などの建設事業の増加に伴いまして約2億2,000万円、また、GIGAスクール構想に伴う校内LAN整備、また、タブレットの購入に係る補助として約5億2,000万円、また、15の2の11の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が約2億7,000万円増額となっていることが主な内容となっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、歳出の総括表を御覧ください。一番下の欄が合計額となっております。予算現額74億3,207万5,000円に対しまして、支出済額56億5,066万8,608円、執行率は76%となっております。歳出につきましても、先ほど歳入で御説明した建設事業費や新型コロナウイルス対策に伴う支出の増加に伴いまして、前年度の決算額に対し約21億円の増加となっております。

次ページ以降につきましては、主な施策の成果の報告書の写しとなっておりますので、細かい事業の内容について御確認していただければと思います。

説明は以上です。

佐藤教育長

今説明がございましたが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

牛田委員

3点ほど教えていただきたいのですが、まず1つ目は、7ページの(12)の学力向上推進事業費で、その他383万4,736円、調査研究事務費でも、その他として219万8,940円、次のページに行って、(15)のはだのっ子アワード事業費でその他として3万円ということで、ほかにも幾つかその他の財源があるのですが、これらの国庫でもない県費でもない地方債でもない、その他というのは、財源の根拠というのはどこなのか教えていただきたいということが1つです。

それから2つ目は、12ページですが、項目としては11ページの小学校教職員健康管理経費なのですが、その12ページの産業医巡回相談のところですが、面接促進者数、対象は41人に対して実際に面接を受けた方が3人ということですね。中学校も同様に、18ページに同じく面接促進者数が24人に対して1人ということで少ないのですね。多分、私が考えてみれば、個々で対応されているのかなと思ったりもするのですが、先生方の健康増進が、そういったところも含めて気になりましたので、この辺のところの取扱方についてもう少し説明いただきたいと思います。

例えばの話、小学校だと41人の面接促進者数に対して実施は3人ということなので、何らかの形で学校に求めていると思うのですね、面接をされた方は。あるいは、市教育委員会ではこれを計画されていますので、行けばそこで参加者が確認できますので、そこでのチェックかなと思ったりするのですが、そこで終わってしまうのか、その後の追跡や何かを回答として各学校に求められてもいいのではないかと、それもお聞かせいただきたいと思います。

最後ですが、17ページになるのですが、中学校教育支援助手派遣事業費です。10ページに、これは小学校費で57名派遣しているという記載がありました。17ページの中学校のほうには人数の記載がないので、私もさかのぼって資料を見れば多分人数の確認ができたと思うのですが、気になりましたので、この数字を教えていただきたいと思います。

また、ここに小学校と同じように人数を記載されていたほうが、この事業の状況がわかるので、来年度以降は、小学校と同じように何人の支援助手を派遣しているかどうか、人数も記載されるといいかと思いました。

以上、3点です。

それでは私から、まず1点目の財源の関係について御説明をさせていただきます。

学力向上推進事業費、また、調査研究事務費の中にあるその他の部分につきましては、ふるさと寄附金繰入金といいまして、ふるさと納税で寄附していただいた中から、教育のためにという目的で寄附していただいた方の分の寄附を財源として充てているものになります。

以上です。

よろしいですか。

御質問の2点目の産業医の巡回相談の関係ですが、委員から御

教育総務課長

佐藤教育長
学校教育課長

指摘ありましたように、その面接促進者数は、市教育委員会が行っている健康診断のほかに、人間ドックの受診者も対象としておりますので、促進者数はかなり大きな数になっておりますが、その受診勧奨等を受けた教職員の皆さんは、人間ドックの結果で御自身でケアしている部分、それと希望に合わせて産業医が巡回指導している部分ということになっております。

その対応結果については、管理者である学校長に報告があり、また、市教育委員会にも来るのですが、確かに、御指摘のとおり、その後の健康管理の追跡は不十分な点もございますので、今後よく学校と調整して健康管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

佐藤教育長

多分牛田委員と同じように、議会でも話題になっていきますので、その辺、準備をお願いします。

教職員課長

教育支援助手については、どちらですか。

小学校教育支援助手、中学校教育支援助手の件ですが、小学校には、記載のとおり57名の派遣、中学校の教育支援助手については、市内で9名の派遣となっております。

牛田委員

わかりました。それぞれ御回答ありがとうございます。ふるさと納税はありがたいですね。

それから、先生方の健康管理の関係は、今非常に話題性の高いものですから、学校のほうともよく調整されて、やはりしっかりと先生方各個人自身が自分の健康管理に気をつけてもらえるような刺激を、意外と先生方は御自分の体、多忙の中、健康管理はルーズなんだよね。ですので、外から少し刺激をかけていただけるといいかと思っております。

それと、最後になりますが、派遣事業ですか、わかりました。9名ということで。それで、この中学校教育支援助手派遣事業は、小学校も同じなのですが、こういった事業費については、国庫、それから県費ゼロというのは非常に厳しいなと思っております。少しでも国庫とか県費とかで市のこういった事業に対して協力してもらえるような働きかけを繰り返し関係する会議を通して伝えていただきたいと思います。

そういった財源が確保できれば、中学校も9名にとどまらず、来年から15名、20名確保できて、先生方の負担が軽くなり、また、それが中学校教育の現場の充実にもつながっていると思っておりますので、ぜひ、こんなところは国庫なり県費なり少しでも協力できるような働きかけをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

佐藤教育長	<p>ほかいかがですか。</p> <p>—特になし—</p>
佐藤教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>—異議なし—</p>
佐藤教育長	<p>よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第31号「秦野市学校運営協議会の設置及び委員の委嘱又は任命について」の説明をお願いします。</p>
教育指導課長兼 教育研究所長	<p>私からは、議案第31号「秦野市学校運営協議会の設置及び委員の委嘱又は任命について」、お願いいたします。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会の設置について、秦野市学校運営協議会規則第3条第3項の規定により、秦野市立末広小学校長から設置の申出がありましたので、同規則第3条第1項の規定により、秦野市立末広小学校運営協議会を設置するものです。</p> <p>また、同規則第7条第2項に基づき、学校長より学校運営協議会委員の推薦がありましたので、同規則第7条第1項の規定により委嘱し、又は任命するものでございます。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
佐藤教育長	<p>御意見、御質問ございますでしょうか。</p> <p>—特になし—</p>
佐藤教育長	<p>それでは、議案第31号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>—異議なし—</p>
佐藤教育長	<p>よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続いて、議案第32号「秦野市図書館協議会委員の委嘱又は任命について」の説明をお願いいたします。</p>
図書館長	<p>では、図書館から、議案第32号「秦野市図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を御説明いたします。</p> <p>図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べる機関として図書館協議会を設置することができるという規定が図書館法にございます。本市図書館では、この規定に基づきまして、秦野市立図書館条例により秦野市図書館協議会を設置しております。</p> <p>委員の定数は条例で10名以内とし、条例施行規則で現在8名としております。現在の委員の任期が8月23日で満了となるため、別紙名簿のとおり、8月24日からの委員8名を委嘱又は任</p>

命するため提案するものでございます。

8名の内訳ですが、学校教育関係者が3名、社会教育関係者が1名、家庭教育の向上に資する活動を行う者が2名、学識経験者が2名、また、再任が3名、新任が5名となっております。任期は、本年8月24日から令和5年8月23日までの2年間となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

佐藤教育長

それでは、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、議案第32号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

ありがとうございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続いていきたいと思えます。

5、協議事項に入ります。(1)夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定の締結についての説明をお願いします。

教育指導課長兼
教育研究所長

私からは、協議事項(1)相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定の締結について、お願いいたします。

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者などの教育を受ける機会を保障するための重要な役割を果たしておりますが、平成28年12月に公布されました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第14条においては、全ての都道府県及び市町村に対して、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられております。

こうした中、令和4年4月に相模原市が県立神奈川総合産業高校内に中学校夜間学級を設置することとなり、横浜市、川崎市以外の県内在住の入学希望者を受け入れるものとなっておりますため、本市としましては、本市在住者が夜間中学の入学を希望する場合の就学の機会の提供を図るためにも、相模原市が設置する夜間中学への入学に向けた環境整備、つまり生徒の就学及び費用負担に関する協定の締結を進めていきたいと考えております。

なお、就学に向けた今後の流れにつきましては、別紙、募集の

チラシにもございますが、本日8月20日より計4回予定されております入学希望者説明会に参加後、願書の提出、その後、秦野市での事前相談、相模原市での面談を受けまして、12月に入学予定者の決定という運びとなっております。

私からは以上です。

佐藤教育長

夜間中学、私が課長のときからですから7年ぐらいかけてようやくということ、大変な苦労があったと思いますが、御意見、御質問ございますでしょうか。

飯田委員

1ページの経過のところで、令和3年2月、3月にアンケートをされたということなのですが、対象学年というのは、このときに小学校5年生の児童ですか。

教育指導課長兼
教育研究所長

アンケートの対象が16歳以上の方を対象にしておりますので、中学校既卒者の方に対してのアンケートという形になっております。

飯田委員

わかりました。

佐藤教育長

どうやってアンケートをとったのですか。

教育指導課長兼
教育研究所長

県が主体となりまして、アンケートに関するお知らせ、秦野市のホームページでもリンクを張らせていただく中で、公共の機関にアンケートに関するお知らせ、チラシ等を配布した中でのアンケートの実施となっております。

佐藤教育長

公民館やホームページに記載されたものでアンケートを記入して出したということで1名いられたということですから、本市でも可能性がないわけではない。なので、協定をしっかりと結びましょう、そういう考え方ですね。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

—特になし—

佐藤教育長

続いて、(2)秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについての説明をお願いします。

図書館長

それでは、協議事項(2)秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて、御説明いたします。

内容は、1人が1度に借りることができる図書などの数の変更についてになります。

本市市立図書館では、図書館条例施行規則により、個人が1度に館外貸出しできる冊数などを、図書や雑誌については8冊まで、また、視聴覚資料、これはCDになりますが、こちらについては図書とは別に2点までとしております。

この貸出冊数及び貸出点数を、図書については10冊までに、視聴覚資料については4点までに変更するものです。

変更の理由としては、資料のとおり3点上げてございます。

1点目は、利用者からの要望です。新型コロナウイルスの収束のめどが立たない状況ではありますが、それでも本を借りたい、本を読みたいというニーズがある中、新しい生活様式という考え方により、外出自粛のため来館回数を減らすことを目的として貸出数を増やしてほしいという要望が増えております。このため、1名当たりの貸出数を増やしまして利用者サービスの向上を図りたいと考えております。

2点目は、遠隔地の利用者の利便性の向上です。1点目の理由と類似しますが、新型コロナウイルスの感染予防による外出自粛により、図書館や公民館から離れた地域にお住まいの方は、図書館へ出向くことが負担となっております。一度に借りることができる数を増やすことにより、この負担を軽減し、利便性を図りたいと思っております。

ちなみに、このことは高齢の方や身体的に来館することが難しいような方にとっても寄与するものと考えております。

なお、貸出期間を長くするという点も検討いたしました。ニーズが高い図書などは、場合によっては何十人待ちといった状況も生じていますので、この順番待ちの状況を考慮しますと、現在の14日以内を維持する必要があると考えまして、貸出期間は現状のままといたします。

3点目として、近隣図書館との均衡を図るためです。別紙を御覧いただくとおわかりのように、県内の公立図書館では図書の貸出冊数については10冊としているところが多いため、広域相互利用等を考慮し10冊にしたいと考えております。

以上3点を理由として、図書等の貸出冊数については8冊までとなっているものを10冊までに、また、視聴覚資料については2点までとなっているものを4点までに、それぞれ変更したいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

ただいま説明がございました。いかがでしょうか。

基本的にこの改正については賛成なのですが、1つだけ気になったのが、理由の2番のところの下3行ですね。今、館長から説明があったとおり、予約待ちを考慮すると、現在の貸出期間14日間を維持したいという説明がありました。こういった考え方ももちろんあるかと思えます。ただ、一方では10冊借りていって2週間というのは、かなりきついのではないかと思ったりするのです。果たして2週間で読み切れるのかななんて感じた

佐藤教育長
牛田委員

りします。

それで、次のページの別紙で他市の状況が1から出ていますが、ここには貸出しの期間は載せられていないのですが、例えばの話、新刊貸しとか雑誌類はやはりニーズが高いと思うので、雑誌類とか新刊図書については2週間、あとは例えば3週間というようなことにすると、貸出事務が煩雑になって難しいでしょうかね。できればそういったニーズの高い新刊図書とか雑誌類については2週間にして、ほかは3週間ということは、検討、協議はされたのでしょうか。

図書館長

今、牛田委員からいただきました御指摘、御意見ございました点についても、館で協議させていただきました。本の種類によって貸出期間が分かれるのは、正直なところ、窓口でのやりとりが煩雑になるということがございますし、仮に、例えば2週間借りていて、どうしても読み終わらないということであれば、その後次に次の人の予約が入っていなければ、またそこから延長という措置はとっております。どうしても、やはり文学賞、何とか賞をとったような本ですとか、人気の作家が出された本というのは、本当に、私もこの間びっくりしたのですけれども、80人待ちとか90人待ちとか。1人が2週間借りて、果たしてその人に来るまでどれぐらい待たなければいけないかという状況もありますので、そういったところも見ますと、2週間以上ということを前提というのは厳しいかなというところで、期間のほうは現状のままというにしたいと思います。

牛田委員
佐藤教育長

わかりました。ありがとうございます。

80人待ちというのは、4年待ちということですからね。
よろしいですか。

佐藤教育長
教育指導課長兼
教育研究所長

では、その他に行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

私からは、2件の要望書につきまして御説明いたします。

その他の資料(1)－1並びに(1)－2を御覧ください。

(1)－1、令和3年7月16日付、市民がつくる政治の会、その他(1)－2、ノーマスク、脱マスクのために行動する会より、令和3年7月19日付で受理をした要望書となります。いずれも新型コロナウイルス感染症に係るマスクの着用についての要望でございます。

要旨といたしましては、マスクの着用を強制されることのないよう指導すること。マスクの着用に際しては、運動時には外させるなど、場面に応じた指導をすること。マスクの着用、無着用に対する差別、偏見のないよう指導をすることなどとなっております。

	す。
	なお、ノーマスク、脱マスクのために行動する会からは、このように5, 630名分の署名者の名簿も報告されておりますこともあわせて御報告いたします。
	私からは以上です。
学校教育課長	続きまして、その他(1)－3について御報告いたします。
	本年7月30日付で、「楽しい学校～子どもと先生の教育の条件～」様から、新型コロナ感染拡大防止のための要望書が提出されております。
	以上です。
佐藤教育長	御質問、御意見ございますでしょうか。
	—特になし—
佐藤教育長	よろしいですか。
	それでは、その他の案件ございますか。
	—特になし—
佐藤教育長	よろしいですかね。
	では、次回の日程調整をお願いします。
事務局	次回の教育委員会会議ですが、9月17日金曜日午後1時30分から予定しておりますので、よろしくをお願いします。
佐藤教育長	よろしいですか。
	では、これで8月の定例教育委員会会議を閉じたいと思います。